

ドラグノワ Л.В.

サハリン州国立文書館資料に見る第22日本人捕虜収容所について

標記のテーマについての事実関係資料について言及することは、この報告の範囲では不可能である。そこで、サハリン州国立文書館に所蔵されている関係資料に関する歴史的経緯と、どのような資料が所蔵されているかに限って報告することをお許しいただきたい。

サハリン州国立文書館には、文書館所蔵資料としては決して大量とは呼べない規模ではあるが、サハリン州内にあった日本人捕虜収容所のうちのひとつについての資料が所蔵されている。

1945-1949年にかけてのソ連内務省サハリン州管理局の管轄していた第22捕虜収容所管理局の秘密資料34点が、1956年にサハリン州国立文書館に移管された。1959年には、さらに同じフォンドに属するファイル1冊が移管され、1961年には資料5点が、また、1979年にはファイル1冊が移管された。現在、この関係資料はファイル41冊で、文書の総ページ数は3500枚である。

これら書類は内務省の文書であり、サハリン州国立文書館は1961年まで内務省に所管されていたが、それにしても、捕虜収容所関係資料は、サハリン州国立文書館の所蔵資料としては例外的なもので、関係資料の多くは今日でも内務省文書館に捕虜収容所管理局資料として所蔵されている。

関係資料が作成されて40年以上がたった1991年にサハリン州の文書館管理部は、それまで閲覧禁止となっていた収容所関係文書の秘密解除を求める書簡を国家保安委員会サハリン州管理局に送った。これに対する返書には「ソ連と日本の関係の発展の過程において、もと日本人捕虜の運命に関する問題は両国の歴史研究者や世論にとって関心の対象となりうる。文書館所蔵資料を研究者に対して開放することは、言うまでもなく、第二次世界大戦や、それに関連する南サハリンおよびクリル諸島の解放に関わる出来事をより詳細に研究することに貢献する。このことから、指摘された文書館資料の閲覧を可能にすることが適切である」と述べられている。

1996年には、数ヶ月をかけて、このフォンドの文書が詳細に研究され、1997年に発刊されたサハリン州国立文書館の『歴史学研究』第2号に「捕虜収容所」というタイトルで掲載された。

私の親友であり、釧路公立大学経済学部長である松井憲明氏は、2001年に、この文書を日本語に翻訳することを提案した。私たちは翻訳の許可を得るために必要な手続きを行い、松井氏は文書を一切削除することなしに日本語に翻訳し、『歴史評論』および元捕虜であった方々の会の機関誌に掲載した。

1997年にロシア語で公刊された文書があまり反響を呼ばなかったのに対して、日本語での公刊は大きな関心を呼んだ。『歴史学研究』は発行部数も少なく、関係文書が公刊されたことはマスメディアにも取り上げられなかった。

捕虜収容所に収容された人々（ロシア側の戦争体験者と同様、こうした人々の数は年々減少している）の回想は、公開された文書に述べられていることの信憑性を裏付けるものであったという点で興味深い。松井氏は、戦後の厳しい時期を体験した人びとの回想を収集した。

日本国内で行われた元収容者との会見や、その後の日本国内での調査活動によれば、関係

文書には、ソ連の捕虜として収容された日本人の労働や日常生活に関して十分に客観的な記述がなされている。こうした文書と関係者の回想の照合作業は、ロシア側でも日本側でも続けられている。

関係文書の内容や日本文化について詳しく理解できるよう、松井氏は私に当時の日本人収容者が歌ったり、演奏していた日本民謡を収めたカセットテープを提供して下さり、また、元収容者の方々の作った短歌・俳句集も贈呈して下さいました。

関係文書のフォンドには、第22捕虜収容所の5つの支所（後には4支所になった）のすべてに関する資料が収められている。5つの支所はオハ市、エハビ村、東エハビ村、ピリュカン村、セジモエ・オーゼラ地区に置かれており、収容者はすべてで1965人であった。

当該のフォンドには、収容所の生産活動を含む全体的な活動に関する主要所長の命令、収容所職員の名簿、捕虜の間での政治教育、反ファシズム運動に関する報告、収容所職員の政治的・道徳的状況に関する報告、収容所の職員および収容者の人数に関する定期的な報告、第22捕虜収容所から第379および第380帰還者収容所への捕虜の移管に関する決定書と添付された帰還捕虜の名簿、収容所職員に関する政治報告、収容所の5年間の活動についての概況報告、捕虜の移動に関する毎月の報告書、埋葬者名簿などが含まれている。

報告を終えるに当たって指摘したいことは、公表された文書においてはすべての個人名が削除されているということである。これは文書の有する特殊性に配慮したものである。現在の法律では、こうした文書の公刊に当たって個人情報の非公開が義務付けられている。個人情報に該当する情報は、当該の文書には数多く含まれている。そのため、今日でもなお、こうした文書に対する研究者のアクセスは制限されているのである。

荒井信雄 訳